

発行:日本司法書士政治連盟

発行人:田嶋規由 編集人:芝 将宏

ホームページアドレス:<http://www.ns-seiren.net/>

メールアドレス :office@ns-seiren.net

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3

TEL03-3359-0498 fax03-5366-5310

★ 詳細の情報は homepage をご覧ください

★ 速報のため、変更される可能性があります

【日司政連からのお願い】 政連会費をより有効に活用したい。 ⇒ そこで、皆様のメールアドレスを各单位司政連へご連絡ください。

## 緊急報告

### エッ!なぜ!「全国一斉労働トラブル110番」にクレーム!!!

#### 『弁護士法・社会保険労務士法違反??』

全国青年司法書士協議会(全青司)では、昨今の経済環境の悪化により、職を失うこととなる派遣・非正規労働者の不安に応え、その権利の擁護に資するため、平成21年6月10日「全国一斉労働トラブル110番～司法書士に派遣・非正規労働者のための電話相談会～」を開催した。

その反響は大きく、全青司の試みに対してメディアも高く評価したと聞き及ぶ。

ところが、こともあろうに弁護士会や社会保険労務士会サイドから法務省の方に「**弁護士法・社会保険労務士法違反になるのではないか**」との問い合わせがあったことが判明した。

なぜ、このような事が生じるのか??

司法書士の法律事務を簡裁訴訟代理権に矮小化する見解が、他士業のみならず、一部の司法書士からも容認するかのような文書が発表されていることも要因の一つかもしれない。

このような士業間の業際問題として相談業務を狭く制限されて市民(相談者)が困らないよう、司法書士法の解釈に関して混乱が生じない為に、日司連と日司政連は連名で今年の1月20日に開催された司法書士制度推進議員連盟総会において「制約なき法律相談権」の獲得を要望し、

**「簡裁の事物管轄に限定されない司法書士業務全般に関する法律相談権を確立するための司法書士法改正を早期に図ること」との議連決議を頂いている。**

我が日司政連は日司連との協調の下、早期に議連決議を実現し、全国の司法書士が心置きなくその司法書士としての職責を全うできるよう引き続き「司法書士法の改正」に向け全力を傾けたい。

**法律相談権の確立なくして、消費者問題への対応を含め司法書士制度の将来は危うい。**